

シカ特別対策等事業に係る捕獲計画

協議会名 東川町鳥獣被害対策連絡協議会

1. 目的

東川町においては、農林水産省の緊急捕獲活動支援事業、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業により、エゾシカの捕獲を実施しているところであるが、シカによる被害は、令和元年以降、拡大している状況にある。

このため、本事業により、エゾシカの集中捕獲を実施し、個体数を大きく減少させることを目的とする。

2. 目標（実績）

（1）推進方針

東川町一円を捕獲区域とし、エゾシカの集中捕獲を実施する。

（2）目標捕獲頭数

165頭（別紙7のとおり）

3. 事業実施体制に係る項目

（1）構成市町村、構成機関と役割分担

範囲	構成機関	役割分担
東川町	東川町農業振興課	町実施事業の総括、捕獲確認、支払い
	猟友会支部	捕獲
	食肉加工施設	捕獲確認、捕獲個体処理

（2）農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーや学識経験者等第三者との協議や意見聴取の機会の設定

① 捕獲計画の作成段階

東川町森林組合 斉藤仁泰氏から、計画案について助言を得る。

② シカの集中捕獲の実施・推進段階

東川町森林組合 斉藤仁泰氏から、第1回集中捕獲の状況を踏まえ、1月頃に、さらなる事業の推進に向けた対応方策や捕獲計画の変更について助言を得る。

4. 被害防止計画の作成状況、第二種特鳥獣管理計画の作成状況等

第6次被害防止計画（令和7年度～令和9年度）策定済み

5. 生息状況調査等の結果に係る項目（生息状況、生息数、捕獲状況、被害状況等）

(1) 生息状況

エゾシカの主な生息地域は、忠別湖奥のノカナン付近

-生息状況図-



(2) 生息数

北海道庁環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係の「令和5年度(2023年度)エゾシカの推定生息数等」を参考に、令和5年度末時点で約30,000頭と推定した。(令和7年7月7日時点)

(3) 令和元年度以降の年度別の狩猟及び管理捕獲による捕獲頭数

※被害防止計画の実施状況報告等により算出

(単位：頭)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲頭数	79	134	220	145	233	237

(4) 令和元年度以降の年度別の被害面積と被害額の推移

※被害防止計画の実施状況報告等により算出

(単位：ha、千円)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
被害面積	5.5	4.5	3.2	5.8	4.3	3.7
被害金額	2,300	2,050	1,700	2,320	1,820	1,525

6. 捕獲の対象地域等

東川町一円

7. シカの集中捕獲の内容

(1) 捕獲体制（捕獲者）

捕獲者は、技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者か

つ、各捕獲者は、道が主催する「捕獲者向け人材育成研修会」に参加することとする。

(2) 目標捕獲頭数等に係る内容

東川町一円：165頭

(3) 捕獲方法

銃器、箱わな、くくりわな及び囲いわなによる。

(4) 捕獲期間

令和7年8月1日～令和8年3月31日

(5) 捕獲に要する経費（別記第2-5号様式の（3）シカの集中捕獲の内容記載）

1頭あたり 18,000円 × 165頭 = 2,970,000円

を、東川町鳥獣被害対策連絡協議会を通じて交付する。

(6) 捕獲個体の確認方法や捕獲個体処理に関する取り決め

捕獲の確認方法については、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）における捕獲確認マニュアルの改訂について（令和6年4月1日付け5農振第3321号農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長通知）に則り行う。

また、町が認めた職員、食肉処理加工施設の捕獲確認に限り町の推薦を受けた上で町長に届け出た処理加工施設の職員「岩淵亜夕子」及び「石川良太」の2名とする。

なお、捕獲個体処理方法は、しらかば清掃センターでの焼却処分を基本とする。

(7) 捕獲目標に対する事業成果（捕獲効率含む）の評価方法の設定

事業成果については、設定した目標の達成率が70%未満の場合は、達成状況が低調であるものとする。また、捕獲効率は、市長村毎に、任意の指標となる項目（日数当たり、金額当たり等）での効率化が図られているか、類似の取組事例（近隣で実施されている緊急捕獲事業や指定鳥獣捕獲等事業）と比較して評価する。

(8) その他

8. 人材育成活動の内容（具体的な内容を記載）

該当なし

9. 大規模捕獲実証の内容（具体的な内容を記載）

該当なし